

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

港 湾 局

目 次

I	令和6年度港湾局予算概要	3 頁
II	令和6年度神戸市港湾事業会計予算 予算第15号議案	12 頁
III	令和6年度神戸市空港整備事業費予算 予算第11号議案	35 頁
IV	令和6年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分） 予算第1号議案	39 頁
V	関連議案	44 頁
	第25号議案 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件	45 頁
	第30号議案 神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例の件	56 頁

I 令和6年度港湾局予算概要

令和6年度港湾局予算概要

1. 港湾事業会計

(1) 国際コンテナ戦略港湾の推進

神戸港の港勢は、地政学リスクの高まりによる世界経済の先行き不透明感など予断を許さない状況であるが、引き続き、ハード・ソフト両面での国際コンテナ戦略港湾政策を展開することによって、神戸港のさらなる利用拡大を目指す。

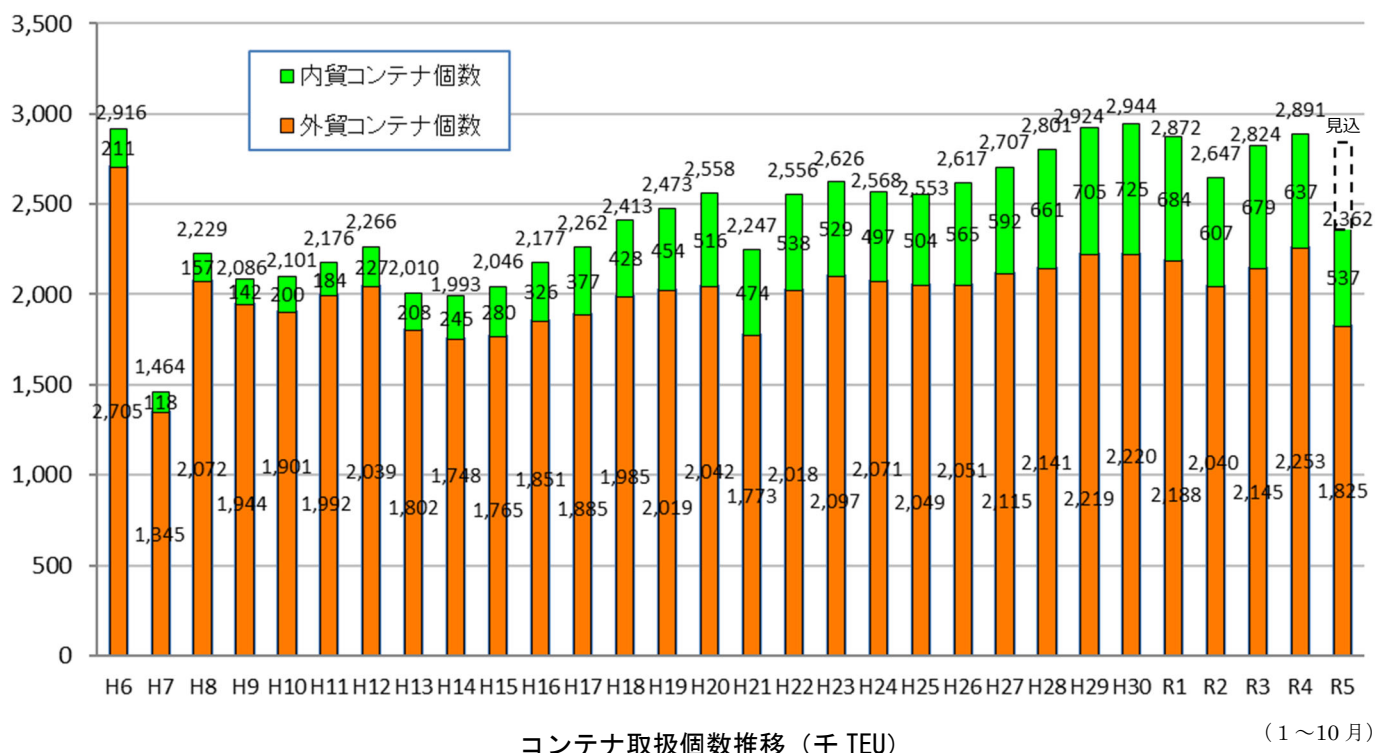
① 神戸港への集貨

1,090,500千円

内航フィーダーを活用した瀬戸内・九州・日本海側からの集貨や東南アジアー北米間をはじめとする神戸港でのトランシップ貨物の集貨に取り組み、基幹航路の多方面・多頻度化など航路網の充実を図る。

また、総合港として神戸港の高い港湾技術力を発信しながら、コンテナ貨物に加え、在来貨物の集貨・航路誘致を積極的に進め、様々な貨物に対応できる神戸港のさらなる利便性向上に取り組むほか、脱炭素など環境に配慮した集貨の取り組みを進める。

- (R6年度事業)：
- ・ 阪神港貨物集貨促進事業
(内航フィーダーを活用した貨物集貨支援等)
 - ・ 港勢拡大促進事業
(新規航路開設やトランシップ貨物集貨支援等)
 - ・ 神戸港を活用した物流改善のトライアル事業
 - ・ 環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けた支援事業
 - ・ 在来貨物集貨促進事業
(在来貨物集貨及び定期航路開設支援)



② 高規格コンテナターミナル等の整備による港湾機能の強化 10,718,500千円

ポートアイランド（第2期）のコンテナターミナル（PC-13～17）の一体利用に向けた拡張・機能強化などの高規格コンテナターミナルの整備に加え、大阪湾岸道路西伸部の整備や新・港湾情報システム「CONPAS」の導入など港湾物流の円滑化による生産性の向上を図ることで、神戸港の国際競争力を強化する。

- （R6年度事業）：
- ・港湾直轄事業費負担金
（高規格コンテナターミナル整備、大阪湾岸道路西伸部の整備促進）
 - ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業（ヤード整備等）
 - ・新・港湾情報システム「CONPAS」導入（港湾エリアの混雑解消）

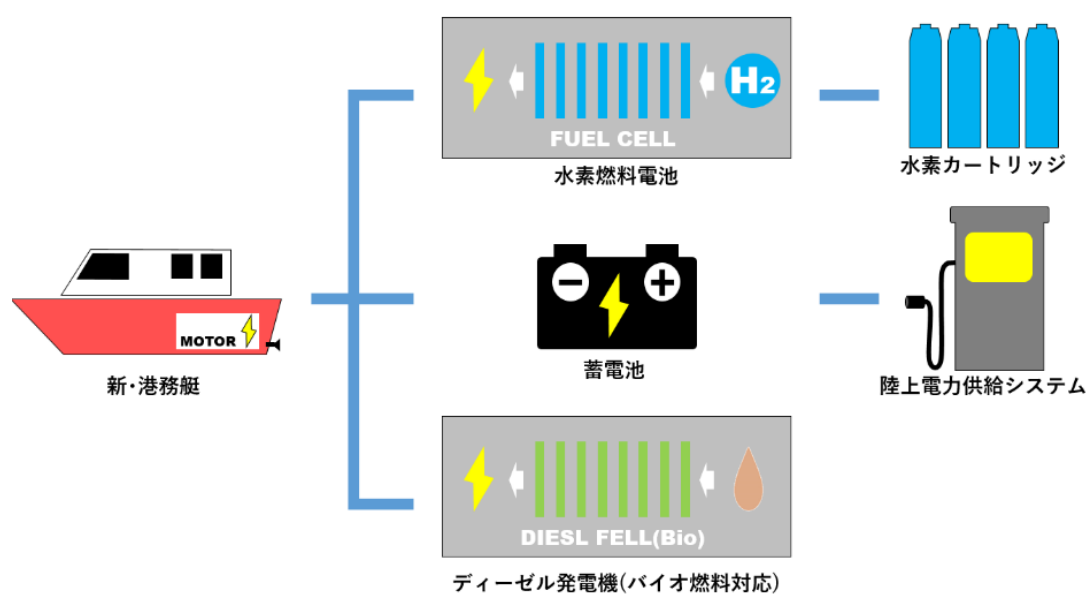
（2）カーボンニュートラルポートの形成

785,000千円

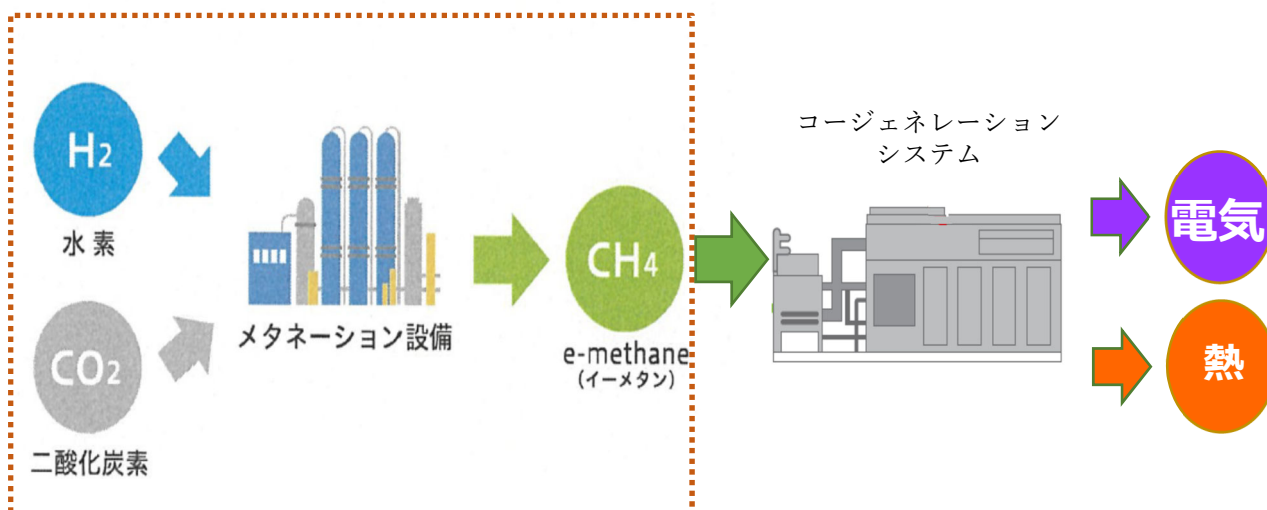
カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を進めるため、水素燃料電池を搭載したハイブリッド型の港務艇の建造に着手するほか、民間事業者と連携し、水素を活用した次世代クリーンエネルギーの実証事業を神戸空港島で実施する。

また、連携協定（MOU）を締結したロングビーチ港など海外諸港と意見交換をしながら、コンテナターミナルの脱炭素化の取り組みを検討するほか、国際的なグリーンプログラムへ参加し、環境に配慮した船舶へのインセンティブ制度を拡充する。

- （R6年度事業）：
- ・環境対応港務艇の建造
 - ・次世代クリーンエネルギー活用実証事業
（メタネーション・水素パイプライン）
 - ・国際的なグリーンプログラムへの参加（入港料減免）
 - ・クルーズ船を対象とするグリーンプログラム検討
 - ・ブルーカーボンの推進



環境対応港務艇の建造



メタネーションイメージ

(3) ウォーターフロント再開発

4,448,593千円

「神戸ウォーターフロントビジョン」に掲げる緑あふれる新たな「海辺」まちの創出を目指し、新港突堤西地区では、新港第2突堤の大規模多目的アリーナ開業（令和7年4月予定）に伴い、歩行者空間の整備に加え、民間活力を導入した緑地の整備や次期再開発用地を広場として暫定活用するなど、回遊性の向上と賑わいの創出を図る。また、第1・第2突堤間の水域活用の実現に向けて防波堤や親水エリアなどの整備を行う。

中突堤周辺地区では、神戸ポートタワーのリニューアルオープンにあわせ、中突堤中央ビル南館跡地を広場として暫定活用するとともに、周辺道路や緑地整備の検討を行うなど、観光・エントランスエリアの機能強化を図る。

これらの再開発に加えて、ハーバーランド～中突堤～新港突堤西地区を有機的につなぎウォーターフロントエリアの回遊性を高めるため、京橋地区において、阪神高速3号神戸線の大規模更新事業に合わせた高架道路周辺の利活用に向けた取り組みを進めるほか、新たな賑わいを創出するため、神戸第2地方合同庁舎別館の解体に着手する。

また、夜間景観の魅力向上を図るため、ウォーターフロントエリア一体で連動した光と音の景観演出を行う。

- (R6年度事業)：
- ・新港突堤西地区歩行者空間整備
 - ・新港第2突堤緑地整備
(港湾緑地の貸付（PPP事業）による賑わい施設整備等)
 - ・新港第1・第2突堤間の水域活用に向けた整備
 - ・中央ビル南館跡地広場暫定活用、北館解体、周辺道路・緑地整備検討
 - ・京橋地区の利活用に向けた取り組み
(船溜まり機能の再編、埋立の設計、第2地方合同庁舎別館解体)
 - ・夜間景観演出の連動システム整備



中突堤整備イメージ



第2突堤整備イメージ

(4) 市民に親しまれるみなとづくり

1,572,153千円

ウォーターフロントエリアにおけるナイトタイムエコノミーの推進のため、分散型花火イベント「みなと HANABI」に加え、年間を通じて週末に花火を打ち上げるほか、イルミネーションによる夜間景観形成など、新たな賑わいづくりに周辺の事業者と連携して取り組む。

海事分野の人材育成のため、神戸海洋博物館における企画展などの取り組みに加え、青少年が海・船・港に親しみ港湾産業の重要性を学ぶ機会づくりとして、学校教育・海技教育機構・遊覧船など港湾関係事業者と連携した取り組みを進める。特に進路を検討する中高生を対象とした海事産業への就職を支援する取り組みを強化していく。

また、港湾緑地の利便性・魅力向上のため、海釣り広場や親水空間を中心とした六甲マリンパークの再整備を引き続き進めるとともに、メリケンパークにおいて、ミストや日よけの設置をはじめとした夏期の異常高温対策に取り組むなど、居心地が良く日常的に賑わう空間づくりに取り組むほか、ポートアイランド（第2期）西緑地の活用を図るため、親水エリアの導入に向けた取り組みを行う。

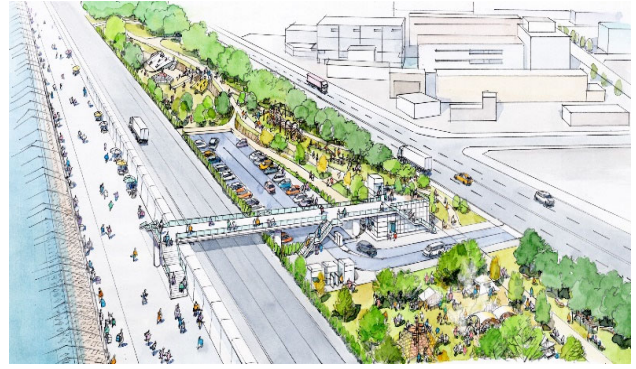
(R6年度事業)： ・メリケンパークの賑わいづくり

(花火・ライトフェスティバル「メヤメヤ」の開催)

- ・神戸港バックヤードツアー・みなとの学習会の開催
- ・神戸海洋博物館の管理運営
- ・六甲マリンパーク再整備
- ・メリケンパーク高温対策（ミストや日よけの設置・木陰拡大等）
- ・ポートアイランド（第2期）西緑地の活用に向けた整備
- ・神戸港震災メモリアルパーク展示改修
- ・神戸空港島歩行者デッキ整備（基本検討）
- ・神戸空港島を起点とする新たな海上航路の検討



マリナーパーク再整備イメージ



ポートアイランド（第2期）西緑地整備イメージ



みなと HANABI



ライトフェスティバル

(5) クルーズ客船・フェリーの受入れによる地域活性化 161,933千円

国際クルーズの再開など寄港需要を捉え、港と空港が近い地理的優位性を生かしたフライ&クルーズを推進するとともに、プレミアム・ラグジュアリー船による瀬戸内クルーズをはじめとする神戸発着クルーズの誘致や誘客促進に取り組むことにより、広域からの交流人口の拡大を図る。

また、ドライバー不足に対応した輸送モードとして期待されるフェリーについて、旅客と取扱貨物量の増加に向けた支援に取り組み、フェリーの利用促進を図る。

- (R6年度事業)：
- ・魅力的な神戸発着クルーズの推進
(瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ)
 - ・おもてなし事業と寄港地観光の充実
 - ・フェリーの利用促進



中突堤旅客ターミナル、ポートターミナルに停泊するクルーズ客船

(6) 須磨海岸エリアの魅力向上

610,000千円

須磨海浜水族園・海浜公園の全面開業にあわせ、隣接する須磨海岸においても、四季を通じて家族連れで行きたくなるような賑わいのある海岸づくりに取り組むほか、JR須磨駅と須磨海浜水族園を結ぶモビリティの導入など須磨海岸エリアの回遊性向上に向けた取り組みを行う。

また、須磨海岸エリアへの誘客を図るため、民間事業者等と連携した須磨と淡路島を結ぶ海上航路（スマアワ）の事業化を目指した実証運航を行う。

- (R6年度事業)：
- ・須磨海岸エリアの回遊性向上に向けた取り組み
(JR須磨駅と須磨海浜水族園を結ぶモビリティの導入等)
 - ・須磨と淡路島を結ぶ海上航路（スマアワ）実証事業
 - ・砂浜を活用したスポーツイベントの開催
 - ・JR須磨駅バリアフリー化検討

(7) 港湾労働者などの福祉の増進

173,793千円

港湾労働者などの福祉の増進を図るため、港湾厚生施設の改修などに取り組む。

- (R6年度事業)：
- ・港湾厚生施設の改修
 - ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」等の管理運営

2. 神戸市空港整備事業費

(1) 神戸空港の機能強化

16,440,200千円

神戸空港の航空需要の拡大をはかり、神戸のまちの成長・発展につながる取り組みを進める。具体的には、2025年の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠拡大に向け、空港基本施設や新ターミナルの整備など、神戸の空の玄関口にふさわしい施設整備を行うとともに、さらなる需要拡大を図るため、広域ネットワーク機能の強化など、神戸市以西の新たな市場開拓に取り組む。

また、神戸空港島の実証事業として生成される次世代クリーンエネルギー（e-メタン）を新ターミナルにおいて活用するなど、カーボンニュートラルエアポートの形成に向けた取り組みを進めていく。

- (R6年度事業)：
- ・ 空港基本施設整備（エプロン西側拡張）
 - ・ 新ターミナル整備
 - ・ 駐車場整備
 - ・ 保安検査機器等整備
 - ・ 広域ネットワーク機能の強化
 - ・ カーボンニュートラルエアポートの形成

(神戸空港の運用拡大)

	現状	2025年	2030年前後
運用時間	7:00～23:00		
発着枠 (1日最大)	国内 80回	国内 120回 国際チャーター便	160回 (国際 40回+国内 120回)



2025年の神戸空港（イメージ）

3. 一般会計（港湾局所管分）

（1）高潮・津波対策

近い将来、発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波や大型化する台風に伴う高潮に対し、市民の安全・安心を確保するとともに、災害に強い都市づくりのため、総合的な高潮・津波対策を進め、高潮対策は平成27年度、津波対策は令和4年度に完了した。

引き続き、迅速かつ安全に防潮鉄扉の閉鎖を行うため、遠隔操作化を進めるほか、老朽化対策による防潮堤の機能維持など防災機能の強化に取り組む。

① 防潮鉄扉等の遠隔操作化事業

135,000千円

発災後、短時間で到達する津波に対し、防潮鉄扉等を迅速・確実に閉鎖するとともに、閉鎖従事者のさらなる安全確保を目的に、防潮鉄扉等の閉鎖訓練を継続して実施する。さらに、防災機能の強化を目指し、平成30年度から令和6年度末までに全162基（うち企業活動に伴う閉鎖対象84基）のうち78基を目標に防潮鉄扉等の遠隔操作化に取り組んでおり、令和2年1月より一部運用を開始している。引き続き、令和6年度末の完了を目標に、遠隔操作化を進める。

② 海岸保全施設の老朽化対策

20,000千円

津波や高潮発生時における市民の安全を確保するため、老朽化した海岸保全施設の補修を実施し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。

③ 神戸港高潮対策緊急事業

2,620,000千円

ポートアイランドにおいて、高潮発生時においても通行機能を確保するため、排水ポンプ整備や道路の嵩上げなどによる緊急輸送路の浸水対策に取り組むほか、六甲アイランドにおいても荷さばき地や背後道路の地盤嵩上げを進める。

Ⅱ 令和6年度神戸市港湾事業会計予算

予算第15号議案

令和6年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	53,000,000トン
物揚場	200,000トン
埠頭用地	
専 用	190,000,000平方メートル
一 般	46,000,000平方メートル
港湾幹線道路	6,000,000台
入港料対象船舶	114,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専 用	35,000,000平方メートル
一 般	32,000,000平方メートル
荷役機械	400回/30分
船舶給水	180,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	26,322,000千円
第1項 営業収益	16,273,873千円
第2項 営業外収益	8,549,266千円
第3項 特別利益	1,498,861千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,689,000千円
第1項 営業収益	1,976,013千円
第2項 営業外収益	662,739千円

第3項	特別利益	50,248千円
	計	29,011,000千円
支 出		
第1款	港湾管理事業費	25,511,000千円
第1項	営業費用	23,599,841千円
第2項	営業外費用	1,910,594千円
第3項	特別損失	565千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,133,000千円
第1項	営業費用	2,956,770千円
第2項	営業外費用	16,622千円
第3項	特別損失	159,608千円
第3款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	28,694,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,828,731千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	54,766,552千円
第1項	企業債	12,651,500千円
第2項	他会計繰入金	21,831,927千円
第3項	他会計補助金	5,403,103千円
第4項	国庫支出金	2,468,766千円
第5項	県支出金	185,665千円
第6項	財産収入	5,250,000千円
第7項	組入金	3,712,264千円
第8項	雑収入	3,263,327千円
支 出		
第1款	資本的支出	63,595,283千円
第1項	建設改良費	21,113,566千円
第2項	投資	30,722,602千円
第3項	企業債等償還金	11,709,115千円
第4項	予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
次世代クリーンエネルギー活用実証事業(令和6年度)	令和6～7年度	80,000千円
港湾幹線道路料金徴収(令和6年度)	令和6～7年度	166,000千円
港湾幹線道路・港島トンネル交通管理(令和6年度)	令和6～8年度	229,000千円
陸上電力供給設備整備(令和6年度)	令和6～7年度	200,000千円
港務艇建造(令和6年度)	令和6～7年度	400,000千円
神戸空港島整備(令和6年度)	令和6～7年度	629,000千円
京橋地区ほか船だまり整備(令和6年度)	令和6～8年度	3,300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	12,651,500千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,515,430千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	65,000m ²	譲 渡

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 5,673,000	港湾幹線道路予防保全 京橋地区ほか船だまり整備 等
港湾環境整備	548,300	六甲アイランド緑地改修 等
港湾直轄事業費 負担金	5,643,800	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	1,836,335	ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	6,244,619	ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	462,000	港湾用地購入
関連建設改良	705,512	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合計	21,113,566	

(予算第15号議案)

〔港 湾 事 業 会 計〕
令和6年度神戸市港湾事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 港湾管理事業収益	1 営業収益		26,322,000		
			16,273,873		
		1 岸壁使用料	584,162		
		2 物揚場使用料	26,657		
		3 埠頭用地使用料	3,345,689		
		4 運河使用料	9,193	兵庫運河使用料	
		5 ドルフイン使用料	248		
		6 港湾幹線道路使用料	1,401,956		
		7 入港料	232,391		
		8 港湾環境整備負担金	67,494		
		9 賃貸料	7,875,147	倉庫用地等貸付料	
		10 水域占用料	322,747		
	11 受託工事収益	1,563,000			
	12 其他営業収益	845,189	ヨットハーバー、駐車場使用料等		
	2 営業外収益			8,549,266	
		1 受取利息及配当金	8,995	貸付金利子等	
		2 他会計補助金	1,112,327	一般会計補助金	
		3 国庫補助金	5,900		
		4 委託金	1,811	港湾調査統計事務県委託金	
		5 長期前受金戻入	7,251,418	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化	
3 特別利益	6 雑収益	168,815	光熱水費償還金等		
	1 固定資産売却益	1,498,861			
	2 其他特別利益	1,182,000	土地売却益		
		2 その他特別利益	316,861		

款	項	目	予 定 額	備 考
2 港湾施設 運営事業収益	1 営業収益		千円 2,689,000	
			1,976,013	
		1 上屋使用料	1,688,539	
		2 荷役機械使用料	17,433	ガントリークレーン等使用料
		3 給水料	93,543	岸壁給水、運搬給水、自動販売機等による給水料
		4 其他営業収益	176,498	旅客施設使用料等
	2 営業外収益		662,739	
		1 長期前受金戻入	350,429	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
	3 特別利益	2 雑収益	312,310	光熱水費償還金等
		1 その他特別利益	50,248	
合計			29,011,000	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 港湾管理事業費	1 営業費用		千円 25,511,000	
			23,599,841	
		1 業務費	4,257,252	管理運営費等
		2 振興費	3,025,110	貨物集貨施策、神戸港振興施策、港湾調査統計費等
		3 受託工事費	1,493,000	
		4 施設保繕費	1,211,253	施設維持補修費
		5 総係費	1,204,400	職員の給料、職員手当等
	2 営業外費用	6 減価償却費	12,348,305	固定資産減価償却費
		7 資産減耗費	60,521	
			1,910,594	
	3 特別損失	1 支払利息及 企業債取扱諸費	1,598,594	企業債利息等
		2 消費税	300,000	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑支出	12,000	
		1 その他特別損失	565	
		565		

款	項	目	予 定 額	備 考
2 港 湾 施 設 費 運 営 事 業 費	1 営 業 費 用	1 業 務 費	948,710	上屋、荷役機械、給水施設に係る管理運営費、維持補修費等 職員の給料、職員手当等 固定資産減価償却費
		2 総 係 費	469,474	
		3 減 価 償 却 費	1,324,229	
		4 資 産 減 耗 費	214,357	
	2 営 業 外 費 用	1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	16,122	企業債利息等
		2 雑 支 出	500	
	3 特 別 損 失	1 その他特別損失	159,608	固定資産除却損
			159,608	
	3 予 備 費	1 予 備 費	50,000	
			50,000	
合 計			28,694,000	

給与費内訳
職員数186人（短時間勤務職員27人を含む）の報酬47,936千円，給料647,836千円，手当等683,435千円，法定福利費268,892千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入	1 企業債 2 他会計繰入金 3 他会計補助金 4 国庫支出金 5 県支出金 6 財産収入 7 組入金 8 雑収入		54,766,552	
			12,651,500	
		1 企業債	12,651,500	建設改良費等に充当する企業債
			21,831,927	
		1 基金繰入金	21,831,927	建設改良費等に充当する基金繰入金
			5,403,103	
		1 一般会計補助金	5,403,103	建設改良費等に充当する一般会計補助金
			2,468,766	
		1 国庫補助金	2,468,766	建設改良費に充当する国庫補助金
			185,665	
	1 県補助金	185,665	企業債償還に充当する県補助金	
	1 財産売却代	5,200,000	土地売却代	
	2 基金収入	50,000	基金運用益	
	1 組入金	3,712,264	港湾用地貸地収入等	
	1 工事負担金	1,939,015	ポートアイランド（第2期）等関連公共工事に係る工事負担金	
	2 返還金	1,170,156	阪神国際港湾株式会社貸付金等の返還金等	
	3 其他	154,156	移転補償に係る受託費等	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出	1 建設改良費		63,595,283	
			21,113,566	
		1 港湾建設費	5,673,000	港湾幹線道路予防保全、京橋地区ほか船だまり整備等
		2 港湾環境整備費	548,300	六甲アイランド緑地改修等
	3 港湾直轄事業費負担金	5,643,800	高規格コンテナターミナルの整備推進等	

款	項	目	予 定 額	備 考
			千円	
		4 埋 立 費	1,836,335	ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備等
		5 其他建設改良費	6,244,619	ウォーターフロント再整備等
		6 土地等購入費	462,000	港湾用地購入
		7 関連建設改良費	705,512	建設改良部門職員の給料、職員手当等
	2 投 資		30,722,602	
		1 投 資	16,999,051	空港整備事業費に対する貸付金、阪神国際港湾株式会社貸付金
		2 基金造成費	13,723,551	港湾事業基金造成費
	3 企業債等償還金		11,709,115	
		1 企業債等償還金	11,709,115	企業債元金償還金等
	4 予 備 費		50,000	
		1 予 備 費	50,000	

給与費内訳

職員数76人（短時間勤務職員9人を含む）の報酬5,718千円，給料287,476千円，手当等293,142千円，法定福利費111,391千円を計上

令和6年度神戸市港湾事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>当年度純利益</td><td style="text-align: right;">22,000</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">13,672,534</td></tr> <tr><td>資産減耗費</td><td style="text-align: right;">31,778</td></tr> <tr><td>退職給付引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">108,728</td></tr> <tr><td>特別修繕引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 86,400</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 7,601,847</td></tr> <tr><td>受取利息及配当金</td><td style="text-align: right;">△ 7,916</td></tr> <tr><td>支払利息及企業債取扱諸費</td><td style="text-align: right;">1,187,151</td></tr> <tr><td>有形固定資産売却損益</td><td style="text-align: right;">△ 1,182,000</td></tr> <tr><td>有形固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">90,173</td></tr> <tr><td>未収金・破産更生債権等の増減額</td><td style="text-align: right;">395,434</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">3,073,375</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,703,010</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">7,916</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 1,187,151</td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,523,775</td></tr> </table>	当年度純利益	22,000	減価償却費	13,672,534	資産減耗費	31,778	退職給付引当金の増減額	108,728	特別修繕引当金の増減額	△ 86,400	長期前受金戻入額	△ 7,601,847	受取利息及配当金	△ 7,916	支払利息及企業債取扱諸費	1,187,151	有形固定資産売却損益	△ 1,182,000	有形固定資産除却損	90,173	未収金・破産更生債権等の増減額	395,434	未払金の増減額	3,073,375	小計	9,703,010	利息及び配当金の受取額	7,916	利息の支払額	△ 1,187,151	業務活動によるキャッシュ・フロー	8,523,775	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形・無形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 26,238,095</td></tr> <tr><td>有形固定資産の売却収入</td><td style="text-align: right;">6,382,000</td></tr> <tr><td>貸付金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 16,999,051</td></tr> <tr><td>貸付金返還による収入</td><td style="text-align: right;">1,170,156</td></tr> <tr><td>基金造成による支出</td><td style="text-align: right;">△ 13,723,551</td></tr> <tr><td>基金繰入による収入</td><td style="text-align: right;">21,831,927</td></tr> <tr><td>財産収入による収入</td><td style="text-align: right;">50,000</td></tr> <tr><td>組入金による収入</td><td style="text-align: right;">3,266,791</td></tr> <tr><td>国庫補助金による収入</td><td style="text-align: right;">2,468,766</td></tr> <tr><td>工事負担金による収入</td><td style="text-align: right;">2,093,171</td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△ 19,697,886</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一時借入金収入</td><td style="text-align: right;">20,000,000</td></tr> <tr><td>一時借入金返済</td><td style="text-align: right;">△ 20,000,000</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てる企業債収入</td><td style="text-align: right;">12,651,500</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てた企業債等償還</td><td style="text-align: right;">△ 11,709,114</td></tr> <tr><td>他会計補助金による収入</td><td style="text-align: right;">5,403,102</td></tr> <tr><td>県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">185,665</td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,531,153</td></tr> </table>	有形・無形固定資産の取得による支出	△ 26,238,095	有形固定資産の売却収入	6,382,000	貸付金貸付による支出	△ 16,999,051	貸付金返還による収入	1,170,156	基金造成による支出	△ 13,723,551	基金繰入による収入	21,831,927	財産収入による収入	50,000	組入金による収入	3,266,791	国庫補助金による収入	2,468,766	工事負担金による収入	2,093,171	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,697,886	一時借入金収入	20,000,000	一時借入金返済	△ 20,000,000	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	12,651,500	建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 11,709,114	他会計補助金による収入	5,403,102	県補助金による収入	185,665	財務活動によるキャッシュ・フロー	6,531,153
当年度純利益	22,000																																																																				
減価償却費	13,672,534																																																																				
資産減耗費	31,778																																																																				
退職給付引当金の増減額	108,728																																																																				
特別修繕引当金の増減額	△ 86,400																																																																				
長期前受金戻入額	△ 7,601,847																																																																				
受取利息及配当金	△ 7,916																																																																				
支払利息及企業債取扱諸費	1,187,151																																																																				
有形固定資産売却損益	△ 1,182,000																																																																				
有形固定資産除却損	90,173																																																																				
未収金・破産更生債権等の増減額	395,434																																																																				
未払金の増減額	3,073,375																																																																				
小計	9,703,010																																																																				
利息及び配当金の受取額	7,916																																																																				
利息の支払額	△ 1,187,151																																																																				
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,523,775																																																																				
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 26,238,095																																																																				
有形固定資産の売却収入	6,382,000																																																																				
貸付金貸付による支出	△ 16,999,051																																																																				
貸付金返還による収入	1,170,156																																																																				
基金造成による支出	△ 13,723,551																																																																				
基金繰入による収入	21,831,927																																																																				
財産収入による収入	50,000																																																																				
組入金による収入	3,266,791																																																																				
国庫補助金による収入	2,468,766																																																																				
工事負担金による収入	2,093,171																																																																				
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,697,886																																																																				
一時借入金収入	20,000,000																																																																				
一時借入金返済	△ 20,000,000																																																																				
建設改良費等の財源に充てる企業債収入	12,651,500																																																																				
建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 11,709,114																																																																				
他会計補助金による収入	5,403,102																																																																				
県補助金による収入	185,665																																																																				
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,531,153																																																																				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>資金増加額</td><td style="text-align: right;">△ 4,642,958</td></tr> <tr><td>資金期首残高</td><td style="text-align: right;">45,118,440</td></tr> <tr><td>資金期末残高</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,475,482</td></tr> </table>	資金増加額	△ 4,642,958	資金期首残高	45,118,440	資金期末残高	40,475,482																																																														
資金増加額	△ 4,642,958																																																																				
資金期首残高	45,118,440																																																																				
資金期末残高	40,475,482																																																																				

令和6年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		199,556,368	
ロ	建 物	60,191,162		
	減価償却累計額	<u>△ 34,301,413</u>	25,889,749	
ハ	建 物 附 属 設 備	11,796,150		
	減価償却累計額	<u>△ 7,247,579</u>	4,548,571	
ニ	構 築 物	546,227,386		
	減価償却累計額	<u>△ 294,584,526</u>	251,642,860	
ホ	機 械 及 装 置	17,072,641		
	減価償却累計額	<u>△ 13,365,043</u>	3,707,598	
ヘ	車 両 及 運 搬 具	64,346		
	減価償却累計額	<u>△ 61,321</u>	3,025	
ト	船 舶	781,483		
	減価償却累計額	<u>△ 693,696</u>	87,787	
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,764,044		
	減価償却累計額	<u>△ 3,433,207</u>	330,837	
リ	建 設 仮 勘 定		401,645,486	
	有 形 固 定 資 産 合 計			887,412,281
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		48,857,572	
ロ	電 話 加 入 権		1,715	
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		345	
	無 形 固 定 資 産 合 計			48,859,632
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		2,173,574	
ロ	出 資 金		40,800	
ハ	長 期 貸 付 金		43,615,186	
ニ	基 金		9,363,960	
ホ	破 産 更 生 債 権 等		272,124	
	貸 倒 引 当 金		△ 272,124	
ヘ	そ の 他 の 投 資		97,926	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			55,291,446
	固 定 資 産 合 計			991,563,359

2 流動資産			
(1) 現金預金		40,475,482	
(2) 未収金	2,694,487		
貸倒引当金	<u>△ 210,186</u>	2,484,301	
(3) 貯蔵品		142,000	
(4) 短期貸付金		<u>1,536,156</u>	
流動資産合計			<u>44,637,939</u>
資産合計			<u><u>1,036,201,298</u></u>
	負債の部		
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に	178,309,486		
充てるための企業債			
ロ その他の企業債	<u>460,423</u>		
企業債合計		178,769,909	
(2) 他会計借入金		173,299	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,304,617		
ロ 特別修繕引当金	<u>2,585,577</u>		
引当金合計		3,890,194	
(4) その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
固定負債合計			184,588,074
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に	14,377,402		
充てるための企業債			
ロ その他の企業債	<u>115,106</u>		
企業債合計		14,492,508	
(2) 他会計借入金		76,881	
(3) 未払金		9,311,675	
(4) 前受金		473,336	
(5) 預り金		4,544,934	
(6) 賞与等引当金		<u>316,977</u>	
流動負債合計			29,216,311
5 繰延収益			
長期前受金		477,793,217	
収益化累計額		<u>△ 217,131,152</u>	
繰延収益合計			<u>260,662,065</u>
負債合計			<u><u>474,466,450</u></u>

6	資本金			240,069,113
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 再評価積立金	2,668,566		
	ロ 国庫補助金	10,237,218		
	ハ 県補助金	562,419		
	ニ 受贈財産評価額	46,580,019		
	ホ 工事負担金	10,397,818		
	ヘ 他会計補助金	4,013,239		
	ト その他資本剰余金	230,745,963		
	資本剰余金合計		305,205,242	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	13,514,742		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	2,945,751		
	利益剰余金合計		16,460,493	
	剰余金合計			321,665,735
	資本合計			561,734,848
	負債資本合計			1,036,201,298

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法によっている。 ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建 物</td> <td style="width: 15%;">19 年～50 年</td> <td style="width: 15%;">建物附属設備</td> <td style="width: 15%;">10 年～18 年</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>10 年～75 年</td> <td>機 械 及 装 置</td> <td>8 年～22 年</td> </tr> <tr> <td>車両及運搬具</td> <td>4 年～6 年</td> <td>船 舶</td> <td>5 年～14 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及備品</td> <td>2 年～15 年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法によっている。 <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。 なお、会計基準変更時差異（1,596,177千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）にわたり、均等額を分割計上している。</p> <p>(2) 賞与等引当金 職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>(4) 特別修繕引当金 会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	建 物	19 年～50 年	建物附属設備	10 年～18 年	構 築 物	10 年～75 年	機 械 及 装 置	8 年～22 年	車両及運搬具	4 年～6 年	船 舶	5 年～14 年	工具器具及備品	2 年～15 年			<p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は58,505,838千円である。</p> <p>III リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 年内 3,436 千円</td> <td style="width: 33%;">1 年超 11,863 千円</td> <td style="width: 33%;">計 15,299 千円</td> </tr> </table> <p>IV その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当年度において、退職手当として216,740千円を支出するため、退職給付引当金216,740千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し 当年度において、賞与等として208,858千円を支出するため、賞与等引当金139,239千円を使用する。</p> <p>3 特別修繕引当金の取崩し 当年度において、港湾幹線道路改修工事として86,400千円を支出するため、特別修繕引当金86,400千円を使用する。</p>	1 年内 3,436 千円	1 年超 11,863 千円	計 15,299 千円
建 物	19 年～50 年	建物附属設備	10 年～18 年																	
構 築 物	10 年～75 年	機 械 及 装 置	8 年～22 年																	
車両及運搬具	4 年～6 年	船 舶	5 年～14 年																	
工具器具及備品	2 年～15 年																			
1 年内 3,436 千円	1 年超 11,863 千円	計 15,299 千円																		

令和5年度神戸市港湾事業会計予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

I 港湾管理事業

1 営業収益

(1) 岸壁使用料	603,814	
(2) 物揚場使用料	25,769	
(3) 埠頭用地使用料	3,034,788	
(4) 運河使用料	8,673	
(5) ドルフィン使用料	226	
(6) 港湾幹線道路使用料	972,358	
(7) 入港料	247,402	
(8) 港湾環境整備負担金	64,793	
(9) 賃貸料	7,754,815	
(10) 水域占用料	320,787	
(11) 受託工事収益	976,806	
(12) 其他営業収益	1,145,455	15,155,686

2 営業費用

(1) 業務費	3,509,078	
(2) 振興費	2,617,445	
(3) 受託工事費	1,377,505	
(4) 施設保繕費	1,128,484	
(5) 総係費	1,286,427	
(6) 減価償却費	12,501,407	
(7) 資産減耗費	4,910	22,425,256

港湾管理事業営業損失

7,269,570

3 営業外収益

(1) 受取利息及配当金	8,600	
(2) 他会計補助金	1,055,033	
(3) 国庫補助金	37,500	
(4) 委託金	1,646	
(5) 長期前受金戻入	7,458,049	
(6) 雑収	167,081	8,727,909

4 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費	1,649,659	
(2) 雑支出	19,500	1,669,159

港湾管理事業経常損失

7,058,750

210,820

5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,221,000	1,221,000	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	500	500	1,220,500
当年度港湾管理事業純利益			1,009,680
II 港湾施設運営事業			
1 営業収益			
(1) 上屋使用料	1,559,590		
(2) 荷役機械使用料	15,395		
(3) 給水料	75,615		
(4) 其他営業収益	143,768	1,794,368	
2 営業費用			
(1) 業務費	1,001,182		
(2) 総係費	519,531		
(3) 減価償却費	1,370,135		
(4) 資産減耗費	90,364	2,981,212	
港湾施設運営事業営業損失			1,186,844
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	100		
(2) 長期前受金戻入	361,332		
(3) 雑収益	64,200	425,632	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	30,951		
(2) 雑支出	500	31,451	394,181
港湾施設運営事業経常損失			792,663
5 特別利益			
(1) その他特別利益	100,000	100,000	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	355,337	355,337	△ 255,337
当年度港湾施設運営事業純損失			1,048,000
III 予備費	50,000	50,000	△ 50,000
当年度純損失			88,320
前年度繰越利益剰余金			273
当年度未処理欠損金			88,047

令和5年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	土 地		204,756,368
ロ	建 物	60,261,181	
	減価償却累計額	△ 32,851,019	
ハ	建 物 附 属 設 備	11,801,791	27,410,162
	減価償却累計額	△ 6,868,417	
ニ	構 築 物	546,240,926	4,933,374
	減価償却累計額	△ 285,037,024	
ホ	機 械 及 装 置	17,773,277	261,203,902
	減価償却累計額	△ 13,528,392	
ヘ	車 両 及 運 搬 具	64,346	4,244,885
	減価償却累計額	△ 61,082	
ト	船 舶	781,483	3,264
	減価償却累計額	△ 680,056	
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,764,044	101,427
	減価償却累計額	△ 3,349,036	
リ	建 設 仮 勘 定		380,895,017
	有形固定資産合計		883,963,407
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	施 設 利 用 権		50,538,753
ロ	電 話 加 入 権		1,715
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		12,055
	無形固定資産合計		50,552,523
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
イ	投 資 有 価 証 券		2,173,574
ロ	出 資 金		40,800
ハ	長 期 貸 付 金		28,102,289
ニ	基 金		17,472,335
ホ	破 産 更 生 債 権 等		272,124
	貸 倒 引 当 金		△ 272,124
ヘ	そ の 他 の 投 資		97,926
	投資その他の資産合計		47,886,924
	固 定 資 産 合 計		982,402,854

2	流動資産			
(1)	現金預金		45,118,440	
(2)	未収金	2,644,450		
	貸倒引当金	<u>△ 210,186</u>	2,434,264	
(3)	貯蔵品		142,000	
(4)	短期貸付金		<u>1,220,158</u>	
	流動資産合計			<u>48,914,862</u>
	資産合計			<u><u>1,031,317,716</u></u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業の債			
	イ 建設改良等の財源に	179,180,159		
	充てるための企業債			
	ロ その他の企業債	<u>575,529</u>		
	企業債合計		179,755,688	
(2)	他会計借入金		250,182	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	1,195,889		
	ロ 特別修繕引当金	<u>2,671,977</u>		
	引当金合計		3,867,866	
(4)	その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
	固定負債合計			185,628,408
4	流動負債			
(1)	企業の債			
	イ 建設改良等の財源に	11,361,002		
	充てるための企業債			
	ロ その他の企業債	<u>115,106</u>		
	企業債合計		11,476,108	
(2)	他会計借入金		88,235	
(3)	未払金		11,727,828	
(4)	前受金		473,336	
(5)	預り金		4,544,934	
(6)	賞与等引当金		<u>315,077</u>	
	流動負債合計			28,625,518
5	繰延収益			
	長期前受金		472,440,678	
	収益化累計額		<u>△ 209,529,305</u>	
	繰延収益合計			<u>262,911,373</u>
	負債合計			<u><u>477,165,299</u></u>

6	資本金			225,346,820
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 再評価積立金	2,668,566		
	ロ 国庫補助金	10,237,218		
	ハ 県補助金	562,419		
	ニ 受贈財産評価額	46,580,019		
	ホ 工事負担金	10,397,818		
	ヘ 他会計補助金	4,013,239		
	ト その他資本剰余金	227,983,698		
	資本剰余金合計		302,442,977	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	16,517,944		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	9,844,676		
	利益剰余金合計		26,362,620	
	剰余金合計			328,805,597
	資本合計			554,152,417
	負債資本合計			1,031,317,716

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法によっている。 ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建 物</td> <td style="padding-right: 20px;">19 年～50 年</td> <td style="padding-right: 20px;">建物附属設備</td> <td>10 年～18 年</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>10 年～75 年</td> <td>機 械 及 装 置</td> <td>8 年～22 年</td> </tr> <tr> <td>車両及運搬具</td> <td>4 年～6 年</td> <td>船 舶</td> <td>5 年～14 年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及備品</td> <td>2 年～15 年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法によっている。 <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。 なお、会計基準変更時差異（1,596,177 千円）については、平成 26 年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14 年）にわたり、均等額を分割計上している。</p> <p>(2) 賞与等引当金 職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 ヶ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>(4) 特別修繕引当金 会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	建 物	19 年～50 年	建物附属設備	10 年～18 年	構 築 物	10 年～75 年	機 械 及 装 置	8 年～22 年	車両及運搬具	4 年～6 年	船 舶	5 年～14 年	工具器具及備品	2 年～15 年			<p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 57,886,498 千円である。</p> <p>III リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1 年内</td> <td style="padding-right: 20px;">4,445 千円</td> <td style="padding-right: 20px;">1 年超</td> <td style="padding-right: 20px;">10,930 千円</td> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td>15,375 千円</td> </tr> </table> <p>IV その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当年度において、退職手当として 69,431 千円を支出するため、退職給付引当金 69,431 千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し 当年度において、賞与等として 198,151 千円を支出するため、賞与等引当金 132,101 千円を使用する。</p>	1 年内	4,445 千円	1 年超	10,930 千円	計	15,375 千円
建 物	19 年～50 年	建物附属設備	10 年～18 年																				
構 築 物	10 年～75 年	機 械 及 装 置	8 年～22 年																				
車両及運搬具	4 年～6 年	船 舶	5 年～14 年																				
工具器具及備品	2 年～15 年																						
1 年内	4,445 千円	1 年超	10,930 千円	計	15,375 千円																		

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	令和5年度末までの 支払義務発生見込額		令和6年度以降の 支払義務発生日定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	企業債	その他	一般会計 補助金
神戸ポートオアシス指定管理 (令和3年度)	229,000	令和3年度以降	136,705	令和7年度まで	92,295	-	-	92,295	-
ESCO事業 (令和3年度)	850,000	令和4年度以降	127,226	令和14年度まで	722,774	-	-	722,774	-
ポートターミナルほか指定管理 (令和5年度)	1,323,000	令和5年度以降	257,899	令和9年度まで	1,065,101	-	-	1,065,101	-
神戸三宮フェリーターミナル指定管理 (令和5年度)	190,000	-	-	令和10年度まで	190,000	-	-	190,000	-
神戸港ウォーターフロントエリア指定管理 (令和5年度)	806,000	-	-	令和10年度まで	806,000	-	-	806,000	-
次世代クリーンエネルギー活用実証事業 (令和6年度)	80,000	-	-	令和7年度まで	80,000	-	-	80,000	-
港湾幹線道路料金徴収 (令和6年度)	166,000	-	-	令和7年度まで	166,000	-	-	166,000	-
港湾幹線道路・港島トンネル交通管理 (令和6年度)	229,000	-	-	令和8年度まで	229,000	-	-	229,000	-
陸上電力供給設備整備 (令和6年度)	200,000	-	-	令和7年度まで	200,000	100,000	90,000	10,000	-
港務艇建造 (令和6年度)	400,000	-	-	令和7年度まで	400,000	-	-	400,000	-
神戸空港島整備 (令和6年度)	629,000	-	-	令和7年度まで	629,000	-	-	629,000	-
京橋地区ほか船だまり整備 (令和6年度)	3,300,000	-	-	令和8年度まで	3,300,000	1,320,000	1,782,000	198,000	-

Ⅲ 令和6年度神戸市空港整備事業費予算

令和6年度神戸市空港整備事業費予算

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
1	空港整備事業収入	17,922,978
	1 国庫支出金	840,500
	2 県支出金	247,336
	3 財産収入	445,000
	4 繰入金	14,870,142
	5 市債	1,520,000
歳入合計		17,922,978

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
1	空港整備事業費	17,922,978
	1 空港整備事業費	17,921,978
	2 予備費	1,000
歳出合計		17,922,978

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 空 港 整 備 事 業 収 入	17,922,978	10,333,302	7,589,676	
1 国 庫 支 出 金	840,500	-	840,500	
1 補 助 金	840,500	-	840,500	
1 空 港 整 備 事 業 費 補 助 金	840,500	-	840,500	補助率1/2
2 県 支 出 金	247,336	252,725	△5,389	
1 補 助 金	247,336	252,725	△5,389	
1 空 港 整 備 事 業 費 補 助 金	247,336	252,725	△5,389	
3 財 産 収 入	445,000	445,000	-	
1 財 産 運 用 収 入	445,000	445,000	-	
1 運 営 権 対 価	445,000	445,000	-	
4 繰 入 金	14,870,142	6,685,577	8,184,565	
1 繰 入 金	14,870,142	6,685,577	8,184,565	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,275,742	1,445,577	△169,835	
2 港 湾 事 業 会 計 繰 入 金	13,594,400	5,240,000	8,354,400	
5 市 債	1,520,000	2,950,000	△1,430,000	起債承認見込額
1 空 港 整 備 事 業 公 債	1,520,000	2,950,000	△1,430,000	
1 空 港 整 備 事 業 公 債	1,520,000	2,950,000	△1,430,000	
合 計	17,922,978	10,333,302	7,589,676	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 空港整備事業費	17,922,978	10,333,302	7,589,676	1,087,836	1,520,000	14,039,400	1,275,742
1 空港整備事業費	17,921,978	10,332,302	7,589,676	1,087,836	1,520,000	14,039,400	1,274,742
1 職員費	121,195	108,419	12,776	-	-	-	121,195
2 建設費	16,455,200	8,858,000	7,597,200	840,500	1,520,000	13,594,400	500,300
3 他会計繰出金	1,345,583	1,365,883	△20,300	247,336	-	445,000	653,247
2 予備費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 予備費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
合 計	17,922,978	10,333,302	7,589,676	1,087,836	1,520,000	14,039,400	1,275,742

1 空港整備事業費	<u>17,922,978 千円</u>
(1) 空港整備事業費	<u>17,921,978 千円</u>
①職員費	<u>121,195 千円</u>
・職員の給料、職員手当など	
②建設費	<u>16,455,200 千円</u>
・空港基本施設整備、新ターミナル整備、保安検査機器整備など	
③他会計繰出金	<u>1,345,583 千円</u>
・市債の元利償還金、新都市事業会計への償還金	
(2) 予備費	<u>1,000 千円</u>

IV 令和6年度神戸市一般会計予算 (港湾局所管分)

予算第1号議案

令和6年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分）

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17 使用料及手数料		5,847
	1 使用料	5,847
18 国庫支出金		70,000
	2 補助金	70,000
24 諸収入		106
	7 雑入	106
25 市債		2,809,000
	1 市債	2,809,000
歳入合計		2,884,953

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
9 土木費		3,281,722
	7 海岸保全費	661,722
	8 港湾防災費	2,620,000
歳出合計		3,281,722

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	5,847	5,847	-	
1 使用料	5,847	5,847	-	
8 土木使用料	5,847	5,847	-	
5 海岸	5,847	5,847	-	海岸占用料
18 国庫支出金	70,000	312,500	△242,500	
2 補助金	70,000	312,500	△242,500	
7 土木費補助	70,000	312,500	△242,500	
1 海岸保全費補助	70,000	312,500	△242,500	補助率1/2
24 諸収入	106	106	-	
7 雑収入	106	106	-	
2 延滞金加算金及過料	80	80	-	
4 港湾局過料	80	80	-	須磨海岸喫煙過料
9 雑収入	26	26	-	
16 港湾局	26	26	-	
25 市債	2,809,000	6,444,000	△3,635,000	起債承認見込額
1 市債	2,809,000	6,444,000	△3,635,000	
4 土木債	2,809,000	6,444,000	△3,635,000	
4 海岸保全事業公債	189,000	829,000	△640,000	
5 港湾防災事業公債	2,620,000	5,615,000	△2,995,000	
合 計	2,884,953	6,762,453	△3,877,500	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
9 土 木 費	3,281,722	7,208,095	△3,926,373	70,000	2,809,000	5,953	396,769
7 海 岸 保 全 費	661,722	1,593,095	△931,373	70,000	189,000	5,953	396,769
1 職 員 費	124,547	132,257	△7,710	-	-	-	124,547
2 事 業 費	537,175	1,460,838	△923,663	70,000	189,000	5,953	272,222
8 港 湾 防 災 費	2,620,000	5,615,000	△2,995,000	-	2,620,000	-	-
1 港 湾 防 災 事 業 費	2,620,000	5,615,000	△2,995,000	-	2,620,000	-	-
合 計	3,281,722	7,208,095	△3,926,373	70,000	2,809,000	5,953	396,769

(1) 土木費	<u>3,281,722 千円</u>
①職員費	<u>124,547 千円</u>
・ 職員の給料、職員手当など	124,547 千円
②事業費	<u>537,175 千円</u>
・ 高潮・津波対策	155,000 千円
防潮鉄扉等の遠隔操作化、海岸保全施設老朽化対策など	
・ 高潮防災対策	382,175 千円
海岸保全施設の管理、補修など	
③港湾防災事業費	<u>2,620,000 千円</u>
・ 神戸港高潮対策緊急事業	2,620,000 千円
神戸港内の高潮対策実施	

4 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸港高潮対策緊急事業（六甲アイランド）	令和6～7年度	690,000
神戸港高潮対策緊急事業（ポートアイランド）	令和6～7年度	1,000,000

V 関 連 議 案

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
 (港湾施設条例の一部改正)

第 2 条 神戸市港湾施設条例(昭和48年 4 月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者 <u>(第28条の2第2項第2号及び第6号に掲げる行為をしようとする者を除く。)</u>は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p>

第28条の2 [略]

2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

(6) 集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略]

第28条の2 [略]

2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略] (2) <u>業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。</u> <u>1人1日につき</u> <u>990円</u> (3) <u>業として広告写真を</u>

	<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>		<p><u>撮影するとき。</u></p> <p><u>1日につき 33,000円</u></p> <p>(4) <u>業として映画等を撮影するとき。</u></p> <p><u>1日につき 66,000円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>集会その他これに類する催しのため緑地の全部又は一部を占有するとき。</u></p> <p><u>1平方メートル1日につき 4円40銭</u></p> <p>(7) [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第5条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)

第8条 [略]

2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

(行為の規制)

第10条 [略]

2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2)、(3) [略]

(4) ヨットハーバーの一部を独占して使用し、集会を行うこと。

(5)～(7) [略]

3 [略]

別表(第8条関係)

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

第8条 [略]

2 使用者及び業としての写真又は映画その他これに類するもの(以下「映画等」という。)の撮影をする行為者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

(行為の規制)

第10条 [略]

2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画等を撮影すること。

(2)、(3) [略]

(4)～(6) [略]

3 [略]

別表(第8条関係)

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1 平方メートル 1 日につき 220円

備考 [略]

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1 平方メートル 1 日につき 220円
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1 人 1 日につき 1,320円
業としての広告写真の撮影	1 日につき 44,000円
業としての映画等の撮影	1 日につき 88,000円

備考 [略]

（須磨海岸を守り育てる条例の一部改正）

第14条 須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第23条 [略]	(行為の禁止) 第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(6)、(7) [略]

3 [略]

別表（第17条関係）

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店（露店その他これに類するものを含む。）	[略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5)、(6) [略]

3 [略]

別表（第17条関係）

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店（露店その他これに類するものを含む。）	[略]
エ 業として写真（広告写真を除く。）を撮影するとき。	1人1日につき 990円
オ 業として広告写真を撮影するとき。	1日につき 33,000円

エ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
オ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
カ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
キ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]
ク 軌条、栈橋その他これらに類するもの	[略]

カ 業として映画等を撮影するとき。	1日につき 66,000円
キ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
ク 集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	1平方メートル 1日につき 4円40銭
ケ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
コ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
サ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]
シ 軌条、栈橋その他これらに類するもの	[略]

を設置するとき。	
<u>ケ</u> 円管その他これに類するものを設置するとき。	[略]
<u>コ</u> アから <u>ケ</u> までに掲げるもの以外のものの用に供するとき (業として写真又は動画を撮影するとき及び集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するときを除く。)	[略]

備考

- 1、2 [略]
- 3 ケの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル（10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。）につき6円を同項の金額に加算する。

を設置するとき。	
<u>ス</u> 円管その他これに類するものを設置するとき。	[略]
<u>セ</u> アから <u>ス</u> までに掲げるもの以外のものの用に供するとき。	[略]

備考

- 1、2 [略]
- 3 スの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル（10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。）につき6円を同項の金額に加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 25 号議案 「神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件」の概要
(港湾局関係分)

1. 改正の趣旨

港湾緑地等のにぎわい創出を目的として、これまで行為許可手続きを必要としていた「業としての写真の撮影」等の取扱いを変更する条例改正を行う。

この改正により、一部の行為許可申請の使用料無料化や申請手続き不要化を行うことで、更なる利用促進が期待される。

2. 改正の内容

港湾緑地等で使用料を要する行為許可申請のうち、婚礼前撮り等の写真撮影、カタログ撮影等の広告写真撮影、CM撮影等の動画撮影を無料とする。

また、婚礼前撮り等の写真撮影については、申請手続きも不要とする。

(1) 港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例

項目	使用料	申請
(1) 出店、募金その他これに類する行為をするとき。	166 円 / m ² ・日	必要
(2) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。	無料 (改正前：990 円 / 人・日)	不要 (必要)
(3) 業として広告写真を撮影するとき。	無料 (改正前：33,000 円 / 日)	必要
(4) 業として動画(※)を撮影するとき。	無料 (改正前：66,000 円 / 日)	必要
(5) 興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地の全部又は一部を占有するとき。	13.2 円 / m ² ・日	必要
(6) 集会その他これに類する催しのため緑地の全部又は一部を占有するとき。	無料 (改正前：4.4 円 / m ² ・日)	必要

(※) 現行条例では「映画等」となっているが、併せて文言の整理を行う。

(2) 神戸市立須磨ヨットハーバー条例

項目	使用料	申請
建物以外の部分の催物の実施による利用	220 円／㎡・日	必要
集会の実施による利用	無料 (改正前：220 円／㎡・日)	必要
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	無料 (改正前：1,320 円／人・日)	不要 (必要)
業としての広告写真の撮影	無料 (改正前：44,000 円／日)	必要
業としての動画（※）の撮影	無料 (改正前：88,000 円／日)	必要

(※) 現行条例では「映画等」となっているが、併せて文言の整理を行う。

3. 施行日

令和6年4月1日

第 30 号議案

神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年 4 月 条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
別表（第 8 条関係） (1) [略] (2) 係留及び陸置以外に係るもの <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場の利用</td> <td style="text-align: center;">1 台 <u>1 時間</u> につき <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> 備考 [略]	種別	金額	[略]	[略]	駐車場の利用	1 台 <u>1 時間</u> につき <u>500円</u>	[略]	[略]	別表（第 8 条関係） (1) [略] (2) 係留及び陸置以外に係るもの <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場の利用</td> <td style="text-align: center;">1 台 <u>1 回 1 日</u> につき <u>610円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> 備考 [略]	種別	金額	[略]	[略]	駐車場の利用	1 台 <u>1 回 1 日</u> につき <u>610円</u>	[略]	[略]
種別	金額																
[略]	[略]																
駐車場の利用	1 台 <u>1 時間</u> につき <u>500円</u>																
[略]	[略]																
種別	金額																
[略]	[略]																
駐車場の利用	1 台 <u>1 回 1 日</u> につき <u>610円</u>																
[略]	[略]																

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの駐車場の利用料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 30 号議案 「神戸市立須磨ヨットハーバー条例の一部を改正する条例の件」の概要

1. 改正の趣旨

神戸市立須磨ヨットハーバー（以下、須磨ヨットハーバー）の駐車場について、隣接する海浜公園駐車場の料金との均衡を図り、利用料金の条例改正を行う。

2. 改正の内容

種別	金額（改正後）	金額（改正前）
駐車場の利用	1台1時間につき500円	1台1回1日につき610円

※須磨ヨットハーバー利用者については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、これまで通り「1台1回1日につき600円」で運用する予定である。

<参考>海浜公園駐車場(令和6年6月以降予定)

7月・8月（海水浴期間）	500円/終日60分
土日祝・GW	最大料金適用無し
平日 （7月・8月以外）	400円/最初の60分 200円/以降60分 1日最大料金700円

3. 施行日

令和6年6月1日

4. 位置図

